

## 行政監査結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成23年3月28日

白山市監査委員 村下 眞次

同 杉本 典昭

### 1 監査の概要

- (1) 監査のテーマ  
「土地の賃借料の契約事務について」
- (2) 監査の期間  
平成22年9月1日から平成23年3月10日
- (3) 監査の方法  
土地の賃貸借契約事務の所管部署から資料の提出を求め、聴き取り調査等を実施した。
- (4) 監査の着眼点
  - ① 借地等の管理は適切に行なわれているか
    - ・ 台帳の整備
    - ・ 契約書の有無（有効性・不備条項等）
    - ・ 契約内容の適否
    - ・ 第三者によって不法に侵害をうけていないか
  - ② 借地等の管理は有効に行なわれているか
    - ・ 事業目的等に沿って有効に利用されているか
    - ・ 目的外利用に公共性・公益性があるか

### 2 監査の結果

土地の賃借料の契約事務について監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、改善を検討する必要がある事項については、早急の実施されたい。